

訪問看護重要事項説明書〔令和7年4月1日現在〕

訪問看護の提供にあたり、厚生労働省令第37条の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 倚山会
所在地	徳島県徳島市東山手町1丁目41番地の6
代表者名	理事長 田岡 博明
電話番号	電話:088-657-7788 FAX:088-655-3077

2. 事業所概要

事業所名称	TAOKA 訪問看護ステーション 万代
事業所の所在地	徳島市万代町4丁目2番地2
指定年月日	令和5年3月1日
指定番号	徳島県指定 第3660190954号
管理者氏名	長谷 康子
電話番号	電話:088-657-6660 FAX: 088-612-7057
URL	hokan.bandai@taoka.or.jp

3. 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

家庭での療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るとともに、その生活の質の確保を図ることを目的とします。

<運営の方針>

高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

4. 本事業所の職員体制〔令和7年4月1日現在〕

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師兼務）	1名	
看護師・保健師	4名	2名
作業療法士	1名	1名
事務	1名	0名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月～金曜日（祝・休日、1月1日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分まで
----------	---

6. 営業地域

通常地域	徳島市・鳴門市・板野郡・名西郡・名東郡
------	---------------------

7. 利用料

- 訪問看護は介護保険又は健康保険の利用ができます。介護保険をご利用の場合、利用料は介護保険介護報酬告示上の額によるものとし、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。医療保険の適応がある場合は、原則として料金表の利用料金の1～3割が利用者の負担額となります。
- 利用者は TAOKA 訪問看護ステーション 万代 料金表（別紙） に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要となった費用を支払うものとする。

■ 支払方法

毎月 20 日前後に前月分の請求書をお渡しします。

① 利用者の指定口座から自動振替の場合

利用料は、1 カ月単位とし、当月とし、当該月の利用料は、翌々月 26 日に利用者が指定する口座から振り替えます。(26 日が土・日・休日の場合は、その翌日になります)

② 現金払いの場合

利用料は1 カ月単位とし、当月分を翌月末までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

■ 交通費は必要ありません。

ただし、パーキング等の有料駐車場が必要な場合は、駐車場代は別途いただきます。

■ キャンセル料は必要ありません。

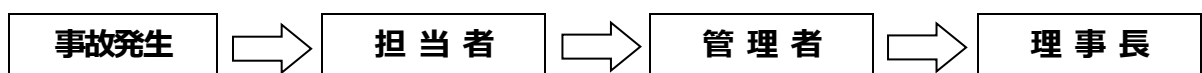
■ 保険適用外、介護保険給付の額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

死後の処置料金は10,000 円をいただきます。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

9. 事故発生時の対応



- 1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- 1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- 2) 指定感染症蔓延時には通常業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. サービス内容に関する苦情処理

- 1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
- 2) 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対応し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として不利益な扱いもいたしません。

14. 苦情等申立先

- ① TAOKA 訪問看護ステーション 万代 担当 長谷 康子
電話 088-657-6660 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:15)

- ② 徳島県国保健康保険団体連合会 介護保険課
徳島県徳島市川内町平石若松 78-1
電話 088-665-7205 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)

- ③ 徳島県運営適正化委員会
徳島県徳島市中昭和町 1 丁目 2 総合福祉センター内
電話 088-611-9988 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)

- ④ 徳島市 徳島市役所健康福祉部高齢介護課
徳島県徳島市幸町 2 丁目 5
電話 088-621-5585 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)

- ⑤ 鳴門市 鳴門市役所長寿介護課
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
電話 088-684-1175 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

- ⑥ 板野町 板野町役場福祉保健課
徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2
電話 088-672-5986 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

- ⑦ 藍住町 藍住町役場健康推進課
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1
電話 088-637-3115 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:15)

- ⑧ 北島町 北島町役場保健福祉課
徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1
電話 088-698-9805 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

- ⑨ 松茂町 松茂町役場長寿社会課
徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30
電話 088-699-2190 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

- ⑩ 上板町 上板町役場福祉保健課
徳島県板野郡上板町七條字経塚 42
電話 088-694-6810 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

- ⑪ 石井町 石井町役場福祉生活課
徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1
電話 088-674-1116 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
- ⑫ 神山町 神山町役場健康福祉課
徳島県名西郡神山町神領字本野間 100
電話 088-676-1111 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
- ⑬ 佐那河内村 佐那河内村役場健康福祉課
徳島県名東郡佐那河内村下字西ノ八ナ 31 番地
電話 088-679-2111 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)

【訪問看護・医療保険利用料金表(重要事項説明書別紙)】

令和7年4月1日改訂

1. 基本利用料

表1

訪問回数/負担割合		基本療養費Ⅰ*	管理療養費	利用料(10割)	1割負担* ₂	2割負担* ₂	3割負担* ₂
月の初日	週3日まで	5,550円	7,670円	13,220円	1,322円	2,644円	3,966円
	週4日以降	6,550円	7,670円	14,220円	1,422円	2,844円	4,266円
2日目以降	週3日まで	5,550円	3,000円	8,550円	855円	1,710円	2,565円
	週4日以降	6,550円	3,000円	9,550円	955円	1,910円	2,865円

* 基本療養費Ⅰについて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

*₂ 利用者様の負担割合は、加入している保険の負担割合をご確認ください。

ご利用者が入院中であり在宅療養に備えた一時的な外泊時に訪問看護を行った場合は基本療養費Ⅲとして8,500円を算定します。

2. 基本利用料以外(加算料金)

項目	利用料金(10割)	算定要件
難病等複数回訪問加算(1日2回目)	4,500円	難病等の利用者または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行う場合
難病等複数回訪問加算(1日3回以降)	8,000円	
24時間対応体制加算	6,800円/月	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問を必要に応じて行うことができる。また、看護業務の負担軽減の取組を行っている場合
緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	利用者や家族の緊急の求めに応じて緊急の訪問看護を行った場合に算定 但し、月14日目まで2,650円/日、月15日目以降2,000円/日
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円/月	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、表1の利用料金を加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ① 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ② 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施している場合
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、表1の利用料金を加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ●Ⅰを算定する場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	●Ⅱを算定する場合 ①在宅自己腹腔灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	関係する医療関係職種が原則として利用者の居宅に赴き、共同でカンファレンスを行い、カンファレンスで共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行う場合
長時間訪問看護加算(週1回)	5,200円	別表8に該当する利用者または特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者に対して1時間30分を超えて訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算	8,000円	病院等から退院・退所する利用者、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行った場合
特別管理指導加算	2,000円	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態(特別管理加算Ⅰ、Ⅱに該当する利用者)に対して退院時共同指導を行った場合
退院時支援指導加算	6,000円	病院等から退院・退所する利用者、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行う退院・退所後の1回目に訪問した訪問看護の訪問看護管理療養費に加算します。退院・退所につき1回に限り。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回算定可能。
退院時支援指導加算(90分を超える指導)	8,400円	長時間訪問看護加算が算定できる利用者について、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合

在宅患者連携指導加算	3,000円	訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する場合。 同行訪問した日の属する月の1回目の訪問日に算定
複数名訪問看護加算 看護師等(週1回)	4,500円	1人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問した場合 ・末期の悪性腫瘍、神経難病等 ・特別管理加算の対象者 ・特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	6:00～8:00、18:00～22:00に利用者または家族の求めに応じて、夜間、早朝の時間帯に訪問看護を提供した場合
深夜訪問看護加算	4,200円	22:00～明朝6:00に利用者または家族の求めに応じて、夜間、深夜、早朝の時間帯に訪問看護を提供した場合
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円/月	訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職種(※)の賃金の改善を実施する場合、訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者1人につき月1回算定
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

3. 医療保険適応外の処置については全額自己負担になります。

死後の処置料	10,000円	ご希望に応じて亡くなられた後の処置を実施した場合
--------	---------	--------------------------

◇上記料金の他、訪問看護指示書を依頼する医療機関にて訪問看護指示書料の支払いが発生します。

◇各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱い致します。

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表(重要事項説明書別紙)】

令和7年4月1日改訂

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(厚生労働省告示第八十六号)に準拠した金額です。

【訪問看護・予防訪問看護】利用料金(1回につき)

7級地 1単位=10.21円

所要時間 負担割合	看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
10割	3,205円	3,093円	4,808円	4,604円	8,402円	8,106円	11,516円	11,128円
1割負担*	321円	310円	481円	461円	841円	811円	1,152円	1,113円
2割負担*	641円	619円	962円	921円	1,681円	1,622円	2,304円	2,226円
3割負担*	962円	928円	1,443円	1,382円	2,521円	2,432円	3,455円	3,339円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1128単位	1090単位

所要時間 負担割合	理学療法士等が訪問した場合			
	20分		40分	
	訪問看護	介護予防* ₂	訪問看護	介護予防* ₂
10割	3,001円	2,899円	6,003円	5,799円
1割負担*	301円	290円	601円	580円
2割負担*	601円	580円	1,201円	1,160円
3割負担*	901円	870円	1,801円	1,740円
単位数	294単位	284単位	588単位	568単位

*自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回(20分)につき15単位が減算されます。

加算項目と単位数	料金(10割)	算定の要件など
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回の訪問につき30円	提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算(下記1)~4)を満たしている場合に算定するもの。 1)すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施している。 2)利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議をおおむね1か月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録している。 3)すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施している。 4)看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の割合が30%以上である。
単位数	3単位	
(予防)緊急訪問看護加算Ⅰ	6,126円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、表1の利用料金に加算されるもので、下記1)2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 1)利用者又はその家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。 2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。
単位数	600単位	
(予防)特別管理加算Ⅰ	5,105円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ●Ⅰを算定する場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 ●Ⅱを算定する場合
単位数	500単位	
(予防)特別管理加算Ⅱ	2,552円	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	250単位	

(予防)初回加算 I	3,573円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院や診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定するものです。
単位数	350単位	
(予防)初回加算 II	3,063円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院や診療所等から退院した日の翌日以降に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定するものです。初回加算 I を算定している場合には算定しません。
単位数	300単位	
(予防)退院時共同指導加算	6,126円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算するものです。 特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	
早朝・夜間加算	通常料金×125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金×150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,063円	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施した場合
単位数	300単位	
(予防)複数名訪問加算	2,593円	複数の看護師による訪問・30分未満
単位数	254単位	
(予防)複数名訪問加算	4,104円	複数の看護師による訪問・30分以上
単位数	402単位	
看護・介護職員連携強化加算	2,552円	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する場合。 同行訪問した日の属する月の1回目の訪問日に算定
単位数	250単位	
ターミナルケア加算	25,525円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ① 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,500単位	

※ 区分支給限度基準額を超えた料金および、下記介護保険適応外のケアについては全額自己負担になります。

死後の処置料	10,000円	ご希望に応じて亡くなられた後の処置を実施した場合
--------	---------	--------------------------

◇上記料金の他、訪問看護指示書の受ける医療機関にて訪問看護指示書料の支払いが発生します。

◇各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱い致します。